

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 45 R0
提出年月日	令和 3 年 9 月 24 日

核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料

## 目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1
4. 既認可から変更がない設計について	1

添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第16条 搬送設備」及び「技術基準規則 第17条  
核燃料物質の貯蔵施設」への適合要否及び既認可からの変更について

添付2 既認可の申請内容

## 1. 概要

本資料は、第5回申請の【核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

## 2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は「技術基準規則 第16条 搬送設備」及び「技術基準規則 第17条 核燃料物質の貯蔵施設」に基づく説明である。

今回申請対象設備の「技術基準規則 第16条 搬送設備」及び「技術基準規則 第17条 核燃料物質の貯蔵施設」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付1に示す。

なお、「技術基準規則 第17条 核燃料物質の貯蔵施設」については、本施設の貯蔵設備において核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから該当しない。

## 3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

今回の申請対象設備は、「技術基準規則 第16条 搬送設備」の要求事項及び設計に変更はないため、変更内容に係る補足説明事項はない。

## 4. 既認可から変更がない設計について

「技術基準規則 第16条 搬送設備」の要求事項及び設計に変更がないとしたものについて、既認可の申請内容を添付2に示す。

## 添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 16 条 搬送設備」  
及び「技術基準規則 第 17 条 核燃料物質の貯蔵施  
設」への適合要否及び既認可からの変更について



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：未要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） －：未要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外				
												搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設			搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十七条	第十六条第一号		第十六条第二号	第十七条		
102	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック（2号均質槽）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・減圧槽内圧力計（番号133） ・減圧槽入口配管温度計（番号134）	－	－	－	－	－	同上			
103	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	－	－	－	－	－	同上			
104	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	改造	非安重	第3類	検出器 ・均質槽内圧力計（番号89）	－	－	－	－	－	同上			
105	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口 圧力計）（番号90） ・均質槽内温度計（番号91）	－	－	－	－	－	同上			
106	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽（番号79）	－	－	－	－	－	同上			
107	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック（2号均質槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23 等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			
108	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計（番号92）	－	－	－	－	－	同上			
109	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質槽）	－	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番 号93） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口 圧力計）（番号90）	－	－	－	－	－	同上			
110	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ 槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番 号94） ・製品シリンダ槽（F）内温度計（番 号94）	－	－	－	－	－	同上			
111	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23 等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			
112	濃縮施設	均質・ブレンドイン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計（番 号95）	－	－	－	－	－	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） －：条文要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外				
												搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設			搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十七条	第十六条第一号		第十六条第二号	第十七条		
113	濃縮施設	均質・ブレンド装置	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	－	3	式	5	新設	非安全	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90) ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93)	－	－	－	－	－	同上			
114	濃縮施設	均質・ブレンド装置	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	1	式	5	既設	非安全	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号96) ・原料シリンダ槽内温度計 (番号97)	－	－	－	－	－	同上			
115	濃縮施設	均質・ブレンド装置	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	4	組	5	新設	非安全	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			
116	濃縮施設	均質・ブレンド装置	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	1	式	5	既設	非安全	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計 (番号98)	－	－	－	－	－	同上			
117	濃縮施設	均質・ブレンド装置	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	1	式	5	新設	非安全	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	－	－	－	－	－	同上			
118	濃縮施設	均質・ブレンド装置	工程用モニターH濃度高によるKF6漏えい拡大防止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	－	1	式	5	既設	非安全	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニター (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101, 122のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			
119	濃縮施設	均質・ブレンド装置	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	－	1	式	5	改造	非安全	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機 (番号211)	－	－	－	－	－	同上			
120	濃縮施設	均質・ブレンド装置	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	－	1	式	5	既設	非安全	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・サンプルシリンダ内圧力計 (番号99) ・加熱箱温度計 (番号100)	－	－	－	－	－	同上			
121	濃縮施設	均質・ブレンド装置	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	－	4	組	5	新設	非安全	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：未要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） －：未要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外	
												搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設		
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十七条	第十六条第一号		第十六条第二号
122	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	工用モニタIF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック（2号局所排気装置）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・2号工用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック（2号局所排気装置）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バージ系コールドトラップ	2号局回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号減圧槽	2号局回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（NaF）	2号局回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）	2号局回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		－	－	－	－	－	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バージ系ブースタポンプ	2号局回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バージ系ロータリポンプ	2号局回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	主要配管（均質バージ系）	2号局回均質棟	－	式	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	均質バージ系コールドトラップ内圧力計	2号局回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	均質バージ系コールドトラップ内温度計	2号局回均質棟	2	台	5	既設	非安重			－	－	－	－	－	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	減圧槽内圧力計	2号局回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	減圧槽入口配管温度計	2号局回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	－	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・均質バージ系コールドトラップ内圧力計（番号131） ・均質バージ系コールドトラップ内温度計（番号132）	－	－	－	－	－	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上
137	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	回収側槽頸圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	－	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	－	－	－	－	同上
138	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック（2号均質バージ系ロータリポンプ）	－	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器・2号均質バージ系ロータリポンプ（番号129）	－	－	－	－	－	同上
139	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	カバー、シート	2号局回均質棟	－	式	5	新設	非安重	－		－	－	－	－	－	同上



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの -：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外		
												核燃料物質の貯蔵施設		核燃料物質の貯蔵施設				
												搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設			
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	—	式	5	既設	非繁重	—		—	—	—	—	同上		
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	—	式	5	改造	非繁重	—		—	—	—	—	同上		
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非繁重	—		—	—	—	—	同上		
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリンドラ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非繁重	第1類		—	—	—	—	同上		
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリンドラ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非繁重	第1類		—	—	—	—	同上		
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	産品シリンドラ置台（充填）	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非繁重	第1類		—	—	—	—	同上		
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非繁重	第1類		—	—	—	—	同上		
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非繁重	第1類		—	—	—	—	同上		
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（A）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	核燃料物質を搬送する機器であるため対象。既認可から技術基準要求事項及び設計内容に変更はない。
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（B）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（C）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（D）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（E）	搬出入棟	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（G）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（H）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（I）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（J）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（K）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（L）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（M）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（N）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（O）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（P）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.85m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非繁重	1G	*吊り上げ高さインターロック（1.2m） *停電時のシリンドラ保持機能	○	○	—	△	△	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合性に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの -：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外		
												核燃料物質の貯蔵施設		核燃料物質の貯蔵施設			第十七条	第十七条
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十六条第一号	第十六条第二号			
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリング搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物棟屋	1	台	5	既設	非自重	第1類		○	○	-	△	△	-	同上
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリング搬送台車	ウラン濃縮棟屋 ウラン貯蔵・廃棄物棟屋	5	台	5	既設	非自重	第1類		○	○	-	△	△	-	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗缶脱水槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	核燃料物質を搬送する機器ではないことから対象外。
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（高放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	同上
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰A	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	第2類		-	-	-	-	-	-	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰B	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	第2類		-	-	-	-	-	-	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	-	-	式	5	既設	非自重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計（番号223）	-	-	-	-	-	-	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水ろ液タンク）	-	-	式	5	既設	非自重	第3類	脱水ろ液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水ろ液タンク液位計（番号224）	-	-	-	-	-	-	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝沈処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器箱内タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆洗タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	弗素吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） －：条文要求を受けないもの ※1 本施設の前蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外				
												搬送設備		核燃料物質の前蔵施設			搬送設備		核燃料物質の前蔵施設	
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十七条	第十六条第一号		第十六条第二号	第十七条		
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（低放射性廃水処理系）	中央操作棟	－	式	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堀C	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		－	－	－	－	－	同上			
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堀D	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		－	－	－	－	－	同上			
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（分析廃水ビット）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	分析廃水ビットに係るインターロック 検出器・分析廃水ビット液位スイッチ（番号261）	－	－	－	－	－	同上			
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ビット）	－	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ビットに係るインターロック 検出器・第1廃水調整ビット液位計（番号262）	－	－	－	－	－	同上			
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	汚泥タンクに係るインターロック 検出器・汚泥タンク液位計（番号263）	－	－	－	－	－	同上			
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	手洗廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの -：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外				
												搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設			搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十七条	第十六条第一号		第十六条第二号	第十七条		
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質機	2号発回均質機	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質機	2号発回均質機	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質機	2号発回均質機	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質機	2号発回均質機	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（非放射性廃水処理系）	中央操作機 渡り廊下 2号発回均質機	-	式	5	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作機	1	基	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	撤去機器のため対象外。			
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作機	1	基	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	同上			
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	暖（ホットランドリー室）	中央操作機	1	区画	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	同上			
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室配管	中央操作機	-	式	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	同上			
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作機	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	核燃料物質を搬送する機器ではないことから対象外。			
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画（IF <sub>6</sub> ポンベ置台）	2号発回均質機	58	基	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	同上			
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（IF <sub>6</sub> 発生・供給系）	中央操作機 1号発回均質機 渡り廊下 2号発回均質機	-	式	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	撤去機器のため対象外。			
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（回収系）	中央操作機 1号発回均質機 渡り廊下 2号発回均質機	-	式	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	同上			
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	ウラン濃縮廃棄物建屋	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	核燃料物質を搬送する機器ではないことから対象外。			
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	同上			
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	同上			
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	同上			
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-		-	-	-	-	-	同上			
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア））	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	撤去	-	-		-	-	-	-	-	撤去機器のため対象外。			
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HFセンサ	中央操作機 2号発回均質機 1号発回均質機 2号カテーダ機 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	16, 第3類		-	-	-	-	-	-	核燃料物質を搬送する機器ではないことから対象外。		
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作機	1	台	5	改造	非安重	第1類		-	-	-	-	-	同上			
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作機	1	台	5	改造	非安重	第1類		-	-	-	-	-	同上			
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備（均質槽防護カバー内の感知器の新設）	2号発回均質機	-	式	5	新設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質機 1号発回均質機	22	台	5	新設	非安重	16		-	-	-	-	-	同上			
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ（2号中間室、2号発回均質室用）	中央操作機 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ（1号均質室用）	1号発回均質機	4	本	5	新設	非安重	第3類		-	-	-	-	-	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更を行わないもの） －：条文要求を受けないもの ※1 本施設の貯蔵設備において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないことから第十七条は対象外		
												核燃料物質の貯蔵施設		核燃料物質の貯蔵施設			第十七条	第十七条
												第十六条第一号	第十六条第二号	第十六条第一号	第十六条第二号			
329	その他の加工施設	非常用設備	主要配管（ハロン消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
330	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンプ（2号中間室用）	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
331	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンプ（2号発回均質室用）	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
332	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンプ（1号均質室用）	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
333	その他の加工施設	非常用設備	主要配管（二酸化炭素消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン濃縮建屋）	—	—	式	5	改造	非自重	1G、 第2類		—	—	—	—	—	同上	
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン貯蔵・廃棄物建屋）	—	—	式	5	改造	非自重	1G		—	—	—	—	—	同上	
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非自重	第2類		—	—	—	—	—	同上	
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非自重	第1類		—	—	—	—	—	同上	
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非自重	第1類		—	—	—	—	—	同上	
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		—	—	—	—	—	同上	
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第2類		—	—	—	—	—	同上	
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第2類		—	—	—	—	—	同上	
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非自重	第2類		—	—	—	—	—	同上	
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—		—	—	—	—	—	搬去機器のため対象外。	
366	その他の加工施設	通信連絡設備	ページング装置	工場各所	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	核燃料物質を搬送する機器ではないことから対象外。	
367	その他の加工施設	通信連絡設備	所内携帯電話	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
368	その他の加工施設	通信連絡設備	業務用無線設備	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
369	その他の加工施設	通信連絡設備	緊急時電話回線	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
370	その他の加工施設	通信連絡設備	ファクシミリ装置	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
371	その他の加工施設	通信連絡設備	携帯電話	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
372	その他の加工施設	通信連絡設備	衛星電話	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所（事業部対策本部室）	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	—	—	式	5	既設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	—	式	5	新設	非自重	1G		—	—	—	—	—	同上	
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非自重	—		—	—	—	—	—	同上	
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（固定式）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	18	基	5	新設	非自重	1G		—	—	—	—	—	同上	
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（巻戻式）	中央操作棟	3	基	5	新設	非自重	1G		—	—	—	—	—	同上	
382	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護部	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	
383	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護板（A、B）	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非自重	第3類		—	—	—	—	—	同上	

添付 2

既認可の申請内容



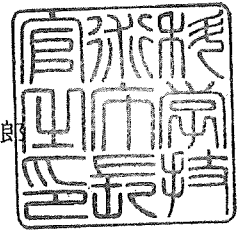
元安（核規）第376号

平成元年 8月17日

日本原燃産業株式会社

代表取締役社長 大垣 忠雄 殿

科学技術庁長官 齋藤 栄三郎



核燃料物質の加工施設に関する  
設計及び工事の方法の認可について

平成元年 5月24日付け 濃発第16号 をもって申請のあった標記  
の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第16条の2第1項の規定に基づき認可する。

(搬送設備)

第12条 核燃料物質を搬送する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

適合性

第12条 第一号

天井走行クレーンは、シリンダ類の吊り上げ高さを落下試験により安全性が確認されている範囲内（1.2 m 以下）に制限し、かつ搬送する能力を有している。

また、シリンダ搬送台車及びシリンダ搬出上台車は、シリンダ類の取扱い高さを上記範囲内とする構造であり、かつ搬送する能力を有している。

第12条 第二号

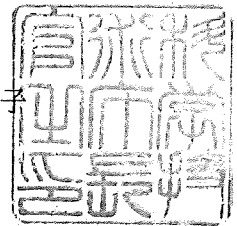
天井走行クレーンは、電源喪失により動力の供給が停止した場合に、その状態を安全に保持し、また、動力の供給が復帰した場合にも、再度起動スイッチを押した時にのみ再起動する自動再起動防止機構を設ける。



6安(核規)第665号  
平成6年12月15日

日本原燃株式会社  
代表取締役社長 野澤 清志 殿

科学技術庁長官 田中 眞紀子



核燃料物質の加工施設の変更に関する  
設計及び工事の方法の認可について

平成6年9月30日付け濃発第36号をもって申請のあった標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき認可します。

## (搬送設備)

第12条 核燃料物質を搬送する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

## 適合性

## 第12条 第一号

天井走行クレーンは、UF。シリンダ類の吊り上げ高さを落下試験により安全性が確認されている範囲内〔Aウラン貯蔵庫のシリンダ、Bウラン貯蔵庫の製品シリンダ及び2号発回均質室の中間製品容器は1.2m以下、Bウラン貯蔵庫の原料及び廃品シリンダは床上より1.85m以下（床上から2.3mもしくは下段シリンダ上から0.52mより求まる床上高さ1.85mのいずれか小さい方）〕に制限する。

シリンダ搬送台車は、UF。シリンダ類の取扱い高さを上記範囲内とする構造である。

また、天井走行クレーンの定格荷重及びシリンダ搬送台車の最大積載荷重は取扱うUF。シリンダ類の重量に対して裕度を有している。

## 第12条 第二号

天井走行クレーンは、電源喪失により動力が停止した場合に、その状態を安全に保持し、また、動力の供給が復帰した場合にも、再度起動スイッチを押した時にのみ再起動する自動再起動防止機構を設ける。



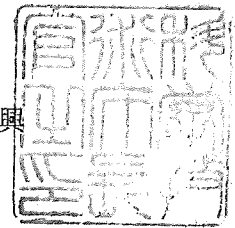
7 安（核規）第 6 6 8 号

平成 7 年 1 1 月 3 0 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 野澤 清志 殿

科学技術庁長官 浦野 俣興



核燃料物質の加工施設の変更に関する

設計及び工事の方法の認可について

平成 7 年 9 月 8 日付け濃発第 3 4 号（平成 7 年 1 1 月 9 日付け濃発第 5 0 号  
をもって一部補正）をもって申請のあった標記の件については、核原料物質、  
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき  
認可します。

(搬送設備)

第12条 核燃料物質を搬送する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

適合性

第12条 第一号

ウラン貯蔵建屋天井走行クレーンは、廃品シリンダの吊り上げ高さを落下試験により安全性が確認されている範囲内〔床上より1.85m以下（床上から2.3mもしくは下段シリンダ上から0.52mより求まる床上高さ1.85mのいずれか小さい方）〕に制限する。

また、ウラン貯蔵建屋天井走行クレーンの定格荷重は、取扱うUF<sub>6</sub>シリンダ類の重量に対して裕度を有している。

第12条 第二号

ウラン貯蔵建屋天井走行クレーンは、電源喪失により動力が停止した場合に、その状態を安全に保持し、また、動力の供給が復帰した場合にも、再度起動スイッチを押した時にのみ再起動する自動再起動防止機構を設ける。